

申請書「言語聴覚士教育の見直しについて」の訂正・修正箇所(2022.2.8)

日本言語聴覚士協会及び全国リハビリテーション学校協会 提出資料

※申請書の訂正・修正は別添資料一覧と本文との一致、誤字や用語の訂正、重複内容の削除、記載漏れなどについて行いました。

※なお、申請の内容については変更ありません。

【目次～本文】 ※修正・訂正など**変更箇所は赤字表示**、削除箇所は**赤字のアンダーライン表示**

提出申請書	訂正箇所(申請書訂正版)	
2P 目次 1. 改正の趣旨 3) <u>改正</u> の意義と目的 3. 見直しの要望事項でないものの今後の課題と認識している事項 1) 臨床実習における水準について	1. 改正の趣旨 3) 意義と目的 3. 見直しの要望事項でないものの今後の課題と認識している事項 1) 臨床実習における 基本的 水準について	重複部分を削除 ※本文タイトルとの一致
3P 別添資料一覧 1 言語聴覚士養成形態(法第三十三条第一号～五号) 2 2020年4月に学生募集中の指定養成所(号別の課程数) 4 指定規則別表1(現行と改正案) <u>教育目標と必須項目</u> 5 指定規則別表2(現行と改正案) <u>教育目標と必須項目</u> 7 指定規則別表1、別表2の教育目標と 必須内容 について 10 臨床実習における施設と調整の現状(調整者方法調整に要する時間など) 12 言語聴覚士指定養成校数(<u>定員数と課程数</u>)及び国家試験合格者数の推移 13 医療・介護施設における 専門職 の配置状況 14 <u>四病院団体協議会</u> 需給調査(求人募集への応募状況) 15 <u>養成課程別の専任教員要件</u> (案) 16-1 専任教員講習会の開催指針(案) 16-2 別添1:専任教員講習会(教育内容及び目標) 17 法第三十三条五号(2年課程)養成校 履修単位数の現状 19 臨床実習前に 実施 している実習対策教育の内容 22 臨床実習における悩みと研修の必要性(アンケート結果) 23-3 ページ数 56 24 養成 <u>課程</u> 別の臨床実習形態と時間数(養成校アンケート結果) 25 臨床実習における養成校と実習施設との連携状況(養成校アンケート結果) 26 臨床実習中に生じる学生の実習困難の内容(<u>養成校</u> アンケート結果) 27 教育上必要な機械器具標本模型	1 言語聴覚士の養成形態(<u>言語聴覚士法</u> 第三十三条第一号～五号) 2 2020年4月に学生募集中の指定養成所(号別課程数) 4 指定規則別表 第1 (現行と改正案) 5 指定規則別表 第2 (現行と改正案) 7 指定規則別表 第1 、別表 第2 の教育目標について 10 臨床実習における施設 等 の調整の現状(調整者方法調整に要する時間など) 12 言語聴覚士指定養成校数・国家試験合格者数の推移 13 医療・介護施設における配置状況 14 需給調査 求人募集への応募状況 15 専任教員 の 要件(案) 16-1 専任教員 養成 講習会の開催指針(案) 16-2 別添1:専任教員 養成 講習会(教育内容及び目標) 17 法第三十三条 第五 号(2年課程)養成校 履修単位数の現状 19 臨床実習前に 行 っている実習対策教育の内容 22 臨床実習 指導 における悩みと研修の必要性(<u>臨床実習指導者</u> アンケート <u>調査</u> 結果) 23-3 ページ数 46 24 養成 形態 別の臨床実習形態と時間数(養成校アンケート <u>調査</u> 結果) 25 臨床実習における養成校と実習施設との連携状況(養成校アンケート <u>調査</u> 結果) 26 臨床実習中に生じる学生の実習困難の内容(<u>臨床実習指導者</u> アンケート <u>調査</u> 結果) 27 教育上必要な機械器具、 <u>標本</u> 、 <u>模型</u>	※別添資料タイトルとの一致および修正、ページ数修正
4P 本文 1. 改正の趣旨 3) 意義・目的	1. 改正の趣旨 3) 意義と目的	目次に合わせて訂正
5P (1) 臨床領域の拡大に伴う教育内容と総単位数についての表	(1) 臨床領域の拡大に伴う教育内容と総単位数についての表	別表の内容に「第」を追加

別表1（法第33条第1号）、別表2（法第33条第2号3号5号）	別表第1（法第33条第1号）、別表第2（法第33条第2号3号5号）	
<p>6P 21行目 言語聴覚療法管理学と医療画像の評価はモデル・コア・カリキュラムの到達目標・ (2) 専任教員数について</p>	<p>言語聴覚療法管理学と医用画像の評価はモデル・コア・カリキュラムの到達目標・ (2) 専任教員について</p>	<p>用語の訂正 タイトル修正</p>
<p>7P <専任教員配置の現状> ・専任教員の増員は、改正による新規科目の追加（別添資料4・5：指定規則別表1・2）や言語聴覚士養成教育ガイドライン</p>	<p><専任教員配置の現状> ・専任教員の増員は、改正による新規科目の追加（別添資料4・5：指定規則別表第1・2）や言語聴覚士養成教育ガイドライン</p>	<p>別表の内容に「第」を追加</p>
<p>11P ・3行目（指定規則別表一、指定規則別表二） ・(2) 専任教員に関する事項の追加と明確化 【見直しの理由】臨床実習のために進捗状況などを管理する教員（実習調整者） ・①臨床実習指導者要件について（別添資料20の(1)） ・<見直し案> 現行の臨床実習指導者要件に加え、次のいずれかの講習会を修了した者であること。 ・厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会</p>	<p>・3行目（指定規則別表第一、指定規則別表第二） ・(2) 専任教員に関する事項の追加と明確化 【見直しの理由】臨床実習のために進捗状況などを管理する教員（実務調整者） ・①臨床実習指導者要件について（別添資料21の(1)） ・<見直し案> 現行の臨床実習指導者要件に加え、次のいずれかの講習会を修了した者であること。 ・厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会 ・公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会</p>	<p>別表の内容に「第」を追加 用語訂正 記載漏れを追加</p>
<p>12P <臨床実習指導者講習会開催の指針、講習内容について> 7行目・・施行より前に本講習会を終了したものについても、</p>	<p><臨床実習指導者講習会開催の指針、講習内容について> 7行目・・施行より前に本講習会を修了したものについても、</p>	<p>誤字訂正</p>
<p>13P ③ 実習施設の施設要件（主たる実習施設）についての見直しの理由 ・・回答した62養成校のうち23施設（約37%）であったが、</p>	<p>③ 実習施設の施設要件（主たる実習施設）についての見直しの理由 ・・回答した62養成校のうち23校（約37%）であったが、</p>	<p>語句修正</p>
<p>14P (4) その他の見直しについて ② 指定規則に定められた教育内容の目標、臨床実習に関する教育目標について また、養成指定規則別表には教育内容として科目と単位数が記載されているが、教育目標については示されていない。 養成所指導ガイドラインに指定規則別表一・二の教育内容</p>	<p>(4) その他の見直しについて ② 指定規則に定められた教育内容の目標、臨床実習に関する教育目標の記載について また、養成所指定規則別表には教育内容として科目と単位数が記載されているが、教育目標については示されていない。 養成所指導ガイドラインに指定規則別表第一・二の教育内容</p>	<p>用語訂正 「第」を追加</p>

【別添資料】 ※修正・訂正など**変更箇所は赤文字表示**、削除箇所は**赤文字のアンダーライン表示**

<p>16P ■別添資料2：2020年4月に学生募集中の指定養成校等（修正版）</p>	<p>■別添資料2：2020年4月に学生募集中の指定養成所（号別課程数）</p>	
<p>18P ・■別添別添資料4：指定規則別表第一 ・別表1（修正案） 別表1（現行） ・人体のしくみ・疾病と治療の教育目標 言語聴覚療法に必要な臨床医学（内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、（臨床歯科医学）、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 <u>その他、栄養、薬理、救急救命、感染予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。</u> ・心の動き 心理学 ・地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション 地域言語聴覚療法</p>	<p>・■別添資料4：指定規則別表第一（現行と修正案） ・別表第1（修正案） 別表第1（現行） ・人体のしくみ・疾病と治療の教育目標 言語聴覚療法に必要な臨床医学（内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、（臨床歯科医学）、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 ・心の動き 心理学（心理測定法を含む） ・地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション 地域言語聴覚療法を含む</p>	<p>重複と追加 教育内容と教育目標の修正 ①記載の重複部分を削除 ②教育内容に追加</p>
<p>・言語聴覚療法管理学の教育目標 職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理含む。 ・臨床実習の教育目標 <u>臨床前の評価及び臨床実習後の評価を含む</u></p>	<p>・言語聴覚療法管理学の教育目標 職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理を含む。 ・臨床実習の教育目標</p>	<p>実習前後の評価は教育目標とは異なるため削除</p>
<p>20P ・■別添資料5：指定規則別表第二 ・別表2（修正案） 別表2（現行） ・人体のしくみ・疾病と治療の教育目標 言語聴覚療法に必要な臨床医学（内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、（臨床歯科医学）、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 <u>その他、栄養、薬理、救急救命、感染予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。</u> ・心の動き 心理学 ・地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション 地域言語聴覚療法 ・言語聴覚療法管理学の教育目標 職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理含む。 ・臨床実習の教育目標 <u>臨床前の評価及び臨床実習後の評価を含む</u></p>	<p>・■別添資料5：指定規則別表第二（現行と修正案） ・別表第2（修正案） 別表第2（現行） ・人体のしくみ・疾病と治療の教育目標 言語聴覚療法に必要な臨床医学（内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、（臨床歯科医学）、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 ・心の動き 心理学（心理測定法を含む） ・地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション 地域言語聴覚療法を含む ・言語聴覚療法管理学の教育目標 職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理を含む。 ・臨床実習の教育目標</p>	<p>（別表第1と同様） 重複と追加 教育内容と教育目標の修正 ①記載の重複部分を削除 ②教育内容に追加 実習前後の評価は教育目標とは異なるため削除</p>
<p>23P ・■別添資料7：＜別表第一、別表第二の教育目標と必須内容について＞ ・別添資料①：日本言語聴覚士協会発刊「言語聴覚士養成教育ガイドライン」</p>	<p>・■別添資料7：＜別表第一、別表第二の教育目標について＞ ・資料①：日本言語聴覚士協会発刊「言語聴覚士養成教育ガイドライン」</p>	<p>「必須内容」の記載なしにつき削除</p>
<p>24P</p>		<p>別添重複につき削</p>

・別添資料②	・資料②	除
25P ・医療画像の評価 ・(2) 基本的評価診断 ⑧検査などの結果を解釈する上での基本的概念を説明できる。 (情報の分析総合、問題点抽出、言語治療(訓練・指導・支援)計画立案、予後予測、訓練適応、効果測定)	・医用画像の評価 ・(2) 基本的評価診断 ⑧検査などの結果を解釈する上での基本的概念を説明できる。 (情報の分析統合、問題点抽出、言語治療(訓練・指導・支援)計画立案、予後予測、訓練適応、効果測定)	用語の訂正と誤字の修正
26P ■別添資料8：言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の定める科目(見直し案)の見直し案の表 言語聴覚療法基礎系の必須内容 ・言語聴覚障害学総論、臨床の基礎、言語聴覚士の職務内容、職業倫理、評価・診断の理念、評価・診断の課程、研究倫理、文献検索の方法、論文の読み方、研究の種類、研究の進め方、基本的統計分析法、発表、報告の方法	■別添資料8：言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の定める科目(見直し案)の見直し案の表 言語聴覚療法基礎系の必須内容 ・言語聴覚障害学総論、臨床の基礎、言語聴覚士の職務内容、職業倫理、評価・診断の理念、評価・診断の過程、研究倫理、文献検索の方法、論文の読み方、研究の種類、研究の進め方、基本的統計分析法、発表、報告の方法	必須内容の誤字修正
27P 臨床実習の必須内容 <見学> 見学時の行動、共感の方法、実習施設での言語聴覚士の役割・職務の理解、他職種の専門性と職務ならびに連携、 <u>ら</u> 対象児・者の把握、臨床場面の記述、報告書作成、報告・発表	臨床実習の必須内容 <見学> 見学時の行動、共感の方法、実習施設での言語聴覚士の役割・職務の理解、他職種の専門性と職務ならびに連携、対象児・者の把握、臨床場面の記述、報告書作成、報告・発表	必須内容の誤字削除
28P ■別添資料9：専任教員数の見直しについて	■別添資料9：専任教員数の見直しについて (現行と改正案)	対照表につきタイトルに文言追加
30P ・■別添資料15：専任教員の要件(案) ・■別添資料16-1：専任教員養成講習会の開催指針(案) 第1 趣旨 本指針は、「言語聴覚士学校養成施設指定規則」	・■別添資料15：養成課程別の専任教員要件(案) ・■別添資料16-1：専任教員養成講習会の開催指針(案) 第1 趣旨 本指針は、「言語聴覚士学校養成所指定規則」	タイトルの明確化と文言の追加・修正
37P ■別添資料17：法第三十三条第五号(2年課程) 養成校 履修単位数(現在 14校)	■別添資料17：法第三十三条第五号(2年課程) 養成校 履修単位数	調査校数と2年課程全課程数とが紛らわしいため削除
38P ■別添資料20：教員に関する事項(改正案)	■別添資料20：教員に関する事項(現行と改正案)	対照表のため「現行と」を追加
39P ・■資料21：臨床実習施設に関する事項について ・養成所指導ガイドライン(見直し案) ・(5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護や福祉領域における施設・事業所、教育領域における学校教育等を適宜含めることが望ましい。 ・(6) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価をする実習、総合臨床実習は、患者の障害象の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践ならびに治療効果判定についての実習とする。	・■別添資料21：臨床実習施設に関する事項について(現行と改正案) ・養成所指導ガイドライン(改正案) ・(5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護や福祉領域における施設・事業所、教育領域における学校等を適宜含めることが望ましい。 ・(6) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価をする実習、総合臨床実習は、患者の障害象の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践ならびに治療効果判定についての実習とする。	タイトル修正 別添を追加 対照表なので現行と改正案を追加 改正案の文言の誤字を修正

